



長野県報

3月24日(木)
平成17年
(2005年)
第1645号

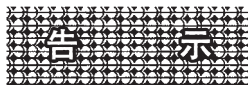
目次

告示

- 国民健康保険法に基づく組合の規約の変更認可(厚生課国民健康保険室) 1
- 介護保険法に基づく事業所の廃止(高齢福祉課) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉課) 2
- 昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正(農政課) 3
- 昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部改正(農政課) 4
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事業所の変更の届出(建築管理課) 4
- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可(建築管理課) 4
- 政治団体の収支に関する報告書の訂正(選挙管理委員会) 5
- 平成13年長野県人事委員会告示第1号の廃止(人事委員会事務局) 5
- 長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報(人事委員会事務局) 6

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の概要及び意見書の縦覧(産業振興課) 8
- 遊漁規則の変更の認可(園芸特産課) 8
- 都市公園の供用開始(都市計画課) 8
- 市街地再開発組合理事長の氏名等の届出(建築管理課) 8
- 平成16年度定期監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局) 8
- 平成14年度包括外部監査に係る措置(監査委員事務局) 9
- 平成15年度包括外部監査に係る措置(監査委員事務局) 9
- 平成17年度長野県警察官採用試験(A・第1回)(人事委員会事務局) 15



長野県告示第130号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第27条第2項の規定により、次のとおり組合の規約の変更を認可しました。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

1 組合の名称

長野県建設国民健康保険組合

2 変更事項

区分	変更後	変更前
事務所の所在地	長野県松本市宮渕本村1番2号	長野県松本市双葉6番17号

3 認可年月日

平成17年3月14日

4 変更年月日

平成17年4月1日

厚生課国民健康保険室

長野県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
有限会社しなの介護サービス	長野市川合新田935番地	平成17年1月31日
ヘルパーステーションアイビー	飯田市白山通り3丁目348番1号	平成17年1月31日
ホームヘルパーステーション椿苑	木曾郡山口村山口2155番地4	平成17年2月12日

(2) 訪問入浴

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
社会福祉法人浅科村社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	北佐久郡浅科村塩名田570番地1	平成16年12月1日

(3) 訪問看護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
訪問看護ステーション岡谷みなみ	上水内郡鬼無里村鬼無里160番地3	平成16年11月1日

(4) 通所介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
デイサービスセンターほの香	岡谷市湖畔2丁目13番18号	平成16年12月31日

(5) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
アイリスケアセンター松本	松本市深志2丁目5番26号	平成16年9月30日
アイリスケアセンター松本笹賀	松本市笹賀3967番地3	平成17年1月31日
大島屋家具店福祉用具貸与事業所	佐久市中込2丁目12番1号	平成17年2月28日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
アイビーケアプランセンター	飯田市白山通り3丁目348番1号	平成17年1月31日
居宅介護支援センター椿苑	木曾郡山口村山口2155番地4	平成17年2月12日

高齢福祉課

長野県告示第132号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ケアネット信州	松本市渚2丁目7番33号	平成17年3月16日

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
JA北信州みゆきデイサービスセンター 北部ひだまり	飯山市常盤28番地1	平成17年3月16日

(3) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ショートステイたまゆら	飯田市北方2688番地2	平成17年3月16日

(4) 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
医療法人緑風会グループホーム桃源郷	東御市祢津323番地3	平成17年3月16日
ヒューマンヘリテージ小布施	上高井郡小布施町北岡松葉344番地	〃 〃
2 指定居宅介護支援事業者		
事業所の名称	所在地	指定した年月日
福祉相談センターかがやき	長野市南長池751番地2	平成17年3月16日
指定居宅介護支援事業所ライフデザイン	長野市鶴賀緑町3036番地2	〃 〃

高齡福祉課

長野県告示第133号

昭和50年長野県告示第456号（農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

別記1中「北佐久郡 浅科村」を
「佐久市 佐久市のうち旧南御牧村、旧中津村及び旧五郎兵衛新田村の地域」に改める。

別記2中「長野市 長野市のうち旧長野市、旧安茂里村、旧松代町の地域」を
「長野市 長野市のうち旧長野市、旧安茂里村及び旧松代町の地域
松本市 松本市のうち旧安曇村の地域」に、
「南安曇郡 安曇村
北安曇郡 八坂村のうち旧八坂村の地域」を
「北安曇郡 八坂村のうち旧八坂村の地域」に改める。

別記3中「及び旧本郷村」を「、旧本郷村、旧錦部村、旧会田村、旧五常村、旧中川村及び旧奈川村」に、「旧内山村」を
「旧内山村、旧白田町、旧田口村及び旧青沼村」に、
「南佐久郡 白田町のうち旧白田町、旧田口村及び青沼村の地域
小県郡 丸子町」を
「小県郡 丸子町」に、
「四賀村 本城村」を「本城村」に、
「穂高町のうち旧北穂高村の地域
奈川村」を「穂高町のうち旧北穂高村の地域」に改める。

別記4中「及び旧平野村」を「、旧平野村、旧豊井村及び旧永田村」に、「及び旧志賀村」を「、旧志賀村及び旧切原村」に、
「南佐久郡 白田町のうち旧切原村の地域
小海町」を「南佐久郡 小海町」に、
「上水内郡 信州新町のうち旧八坂村の地域
信濃町のうち旧柏原村、旧信濃尻村及び旧三水村の地域
牟礼村のうち旧中郷村の地域」を
「下水内郡 豊田村」
「上水内郡 信州新町のうち旧八坂村の地域
信濃町のうち旧柏原村、旧信濃尻村及び旧三水村の地域
牟礼村のうち旧中郷村の地域」に改める。

農政課

長野県告示第134号

昭和46年長野県告示第187号(農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

別記中「榑川村 木祖村」を「木祖村」に、

「南安曇郡 奈川村 安曇村 埴科郡 坂城町」を「埴科郡 坂城町」に、

「上田市 上田市のうち旧上田市、旧神川村、旧塩尻村、旧川辺村、旧泉田村、旧室賀村、旧浦里村、旧西塩田村、旧別所村、旧中塩田村及び旧東塩田村の地域」を

「松本市 松本市のうち旧奈川村及び旧安曇村の地域 上田市 上田市のうち旧上田市、旧神川村、旧塩尻村、旧川辺村、旧泉田村、旧室賀村、旧浦里村、旧西塩田村、旧別所村、旧中塩田村及び旧東塩田村の地域」に、

「飯田市 飯田市のうち旧山本村、旧千代村及び旧上久堅村の地域」を

「飯田市 飯田市のうち旧山本村、旧千代村及び旧上久堅村の地域 塩尻市 塩尻市のうち旧榑川村の地域」に、

「上高井郡 小布施町 高山村 下水内郡 豊田村のうち豊井村の地域」を「上高井郡 小布施町 高山村」に、「中野市」を

「中野市 中野市のうち旧中野町、旧日野村、旧延徳村、旧平野村、旧高丘村、旧長丘村、旧平岡村、旧科野村、旧倭村及び旧豊井村の地域」に、

「臼田町 佐久穂町のうち旧海瀬村、旧栄村、旧青沼村、旧畑八村、旧穂積村及び旧北牧村の地域」を「佐久穂町のうち旧海瀬村、旧栄村、旧青沼村、旧畑八村、旧穂積村及び旧北牧村の地域」に、「望月町 御代田町のうち旧御代田村の地域 立科町 浅科村」を「御代田町のうち旧御代田村の地域 立科町」に、「四賀村 本城村」を「本城村」に、「豊田村のうち旧永田村の地域 栄村」を「栄村」に、「及び旧里山辺村」を「、旧里山辺村、旧錦部村、旧会田村、旧五常村及び旧中川村」に、「小諸市」を

「小諸市 中野市のうち旧永田村の地域」に、「梓川村 三郷村」を「三郷村」に、「及び旧島内村」を「、旧島内村、旧梓村及び旧倭村」に改める。

農政課

長野県告示第135号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の変更の届出がありました。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 2 変更内容
変更前の事務所の所在地
南安曇郡豊科町大字豊科4960番地1
変更後の事務所の所在地
松本市大字島立988番地1
- 3 変更年月日
平成17年4月1日

建築管理課

長野県告示第136号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可しました。

平成17年3月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 2 1の指定確認検査機関に係る指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条各号に掲げる区分
- 3 増加しようとする業務区域
松本市の全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
松本市大字島立988番地1
- 5 業務区域を増加しようとする年月日
平成17年4月1日

建築管理課

選告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成10年分から15年分までの政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党長野県第五選挙区支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成17年 3月24日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

平成10年分

項 目	訂 正 前	訂 正 後
1 収入・支出の総額		
収入総額	61,022,471円	56,022,471円
前年繰越額	4,560,844円	9,560,844円
繰越額		
2 収入・支出の内訳		
支出の内訳		
経常経費		
事務所費	21,272,349円	16,272,349円
小 計	30,065,263円	25,065,263円
合 計	61,022,471円	56,022,471円

平成11年分

項 目	訂 正 前	訂 正 後
1 収入・支出の総額		
収入総額	36,371,125円	41,373,487円
前年繰越額	4,560,844円	9,560,844円
本年収入額	31,810,281円	31,812,643円
繰越額	3,155,569円	8,157,931円
2 収入・支出の内訳		
収入の内訳		
その他の収入		
10万円未満の収入	1,081円	3,443円
小 計	1,081円	3,443円
合 計	31,810,281円	31,812,643円

平成12年分

項 目	訂 正 前	訂 正 後
1 収入・支出の総額		
収入総額	118,842,114円	123,864,511円
前年繰越額	3,155,569円	8,157,931円
本年収入額	115,686,545円	115,688,580円
繰越額	11,565,133円	16,569,530円
2 収入・支出の内訳		
収入の内訳		
その他の収入		
10万円未満の収入	6,945円	8,980円
小 計	6,945円	8,980円
合 計	115,686,545円	115,688,580円

平成13年分

項 目	訂 正 前	訂 正 後
1 収入・支出の総額		
収入総額	106,588,054円	111,595,161円
前年繰越額	11,565,133円	16,569,530円
本年収入額	95,022,921円	95,025,631円
繰越額	9,420,693円	14,427,800円
2 収入・支出の内訳		
収入の内訳		
その他の収入		
10万円未満の収入	11,521円	14,231円
小 計	11,521円	14,231円
合 計	95,022,921円	95,025,631円

平成14年分

項 目	訂 正 前	訂 正 後
1 収入・支出の総額		
収入総額	86,366,303円	91,373,762円
前年繰越額	9,420,693円	14,427,800円
本年収入額	76,945,610円	76,945,962円
繰越額	2,819,353円	7,826,812円
2 収入・支出の内訳		
収入の内訳		
その他の収入		
10万円未満の収入	1,810円	2,162円
小 計	1,810円	2,162円
合 計	76,945,610円	76,945,962円

平成15年分

項 目	訂 正 前	訂 正 後
1 収入・支出の総額		
収入総額	91,790,750円	96,798,289円
前年繰越額	2,819,353円	7,826,812円
本年収入額	88,791,397円	88,971,477円
繰越額	2,081,373円	7,088,912円
2 収入・支出の内訳		
収入の内訳		
その他の収入		
10万円未満の収入	197円	277円
小 計	197円	277円
合 計	88,971,397円	88,971,477円

選挙管理委員会

長野県人事委員会告示第1号

平成13年長野県人事委員会告示第1号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）は、平成17年3月31日限り、廃止します。

平成17年 3月24日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

人事委員会事務局

長野県人事委員会告示第2号

長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成16年長野県条例第33号）による改正後の長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報を次のとおり定め、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月24日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

区 分	口頭により請求することができる記録情報	開 示 する 期 間	開示を行う場所
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間	長野県人事委員会事務局
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	同上	同上
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	同上	同上
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	同上	同上
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数及びその順位（不合格者を含む。） (2) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	同上	同上
長野県警察官採用試験(A)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数	第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。ただし、第1次試験不合格者のうち、長野県以外の都県を併せて志望した者は、当該都県の最終合格発表日から1年間	同上

	(3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位 (不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位		
長野県警察官採用試験 (B)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数及びその順位 (不合格者を含む。) (2) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数 (3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位 (不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	同上	同上
長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位 (不合格者を含む。) (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位 (不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間	同上
長野県市町村立小中学校事務職員採用試験	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数及びその順位 (不合格者を含む。) (2) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点の順位 (不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	同上	同上
身体障害者を対象とする長野県職員採用選考	1 教養考査の点数 2 作文考査と口述考査の合計点 3 1及び2の合計点 4 3の合計点の順位 (不合格者を含む。) 5 身体検査及び資格調査の結果 6 合格者の順位	合格発表日から1年間	同上
長野県職員(技能労務職員)採用選考	1 語の読み書き考査の点数 2 作文考査と口述考査の合計点 3 1及び2の合計点 4 3の合計点の順位 (不合格者を含む。) 5 身体検査及び資格調査の結果 6 合格者の順位	同上	同上
長野県警察職員(技能労務職員)採用選考	同上	同上	同上
民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 第1次考査に係る以下の記録情報 経験論文考査の点数及びその順位 2 第2次考査に係る以下の記録情報 (1) 論文考査と口述考査の合計点 (2) 合計点の順位 (不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	第1次考査合格者については最終合格発表日から1年間、第1次考査不合格者については第1次考査合格発表日から1年間	同上
看護経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 論文考査と口述考査の合計点 2 1の合計点の順位 (不合格者を含む。) 3 身体検査及び資格調査の結果 4 合格者の順位	合格発表日から1年間	同上